

令和7年度  
第2回  
高森町地域クラブ活動への移行に向けた検討委員会

2025年11月20日（木）

高森町教育委員会  
受託者：スポーツデータバンク株式会社

**01**

## **国の検討状況について**

# 国の検討状況について

## ● 国の検討状況

### ● 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（スポーツ庁・文化庁）

#### 実施状況（令和7年11月20日時点）

- 第1回 [開催日時：令和7年6月30日（月）]
- 第2回 [開催日時：令和7年7月14日（月）]
- 第3回 [開催日時：令和7年7月28日（月）]
- 第4回 [開催日時：令和7年8月7日（木）]
- 第5回 [開催日時：令和7年9月17日（水）]
- 第6回 [開催日時：令和7年9月26日（金）]
- 第7回 [開催日時：令和7年10月9日（木）]
- 第8回 [開催日時：令和7年10月27日（月）]

スポーツ庁 ホームページ  
QRコード →



#### 趣旨

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめを踏まえ、部活動の地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する今後の具体的な方策等を検討するため、部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議を設置する。

#### 検討事項

1. 地域クラブ活動の要件及び認定方法について
2. 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について
3. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）の見直しについて
4. その他

#### スケジュール

- 6月30日（月）15:00～17:00：第1回
- 7月、8月：3回程度開催
  - ・ 地域クラブ活動の要件、認定方法等について
  - ・ 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について 等
- 9月以降
  - ・ 総合的なガイドラインの見直しなどについて 等

# 国の検討状況について

## ● 国の検討状況 | 「都道府県」と「市区町村」の役割（第6回会議より）

### 都道府県

#### 広域自治体のリーダー

##### <主な役割>

#### ① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・都道府県全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市町村連絡会の開催等）
- ・都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・都道府県内全体への周知・広報

#### ② 市区町村へのきめ細やかなサポート

- ・市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

#### ③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・都道府県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築
- ・指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・大会への円滑な参加の促進

### 市区町村

#### 改革の責任主体

##### <主な役割>

#### ① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

#### ② 地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

#### ③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある

# 国の検討状況について

参考 | 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」

## ● 国の検討状況 | 現行ガイドラインの改訂について（第8回会議より）

### 新たなガイドラインの趣旨・全体構成

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「Ⅳ 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

#### Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はⅡで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - （1）基本的方針
  - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - （3）留意事項

#### Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
  - （1）趣旨
  - （2）想定される認定の効果
  - （3）認定制度の概要（要件・手続等） ※詳細は別冊
  - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

#### Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - （1）地方公共団体における体制整備
  - （2）国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
  - （3）生徒が所属する中学校等との連携
  - （4）民間企業・大学・関係団体との連携
- 2 各種課題への対応
  - （1）運営団体・実施主体の整備等
  - （2）指導者の確保・育成
  - （3）活動場所の確保
  - （4）活動場所への移手段の確保
  - （5）生徒の安全安心確保
  - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

#### Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - （1）学校部活動に関する方針の策定等
  - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
- 3 適切な活動時間・休養日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

#### Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - （1）大会等への参加の引率
  - （2）大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

#### Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

#### 別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

1

#### 当面のスケジュール

第8回会議 令和7年10月27日（月）

新たなガイドラインに関する  
パブリックコメント

第9回会議 令和7年11月下旬頃

令和7年12月上旬頃  
新たなガイドラインの策定・公表

# 02

## 持続可能な運営体制の構築について

## ● 持続可能な運営体制の構築 | 国での整理の深掘り

運営団体／部門

各地域クラブ活動を統括する団体

実施主体／部門

個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※一つの団体が「運営団体」と「実施主体」の両者を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

運営団体・実施主体の体制等によって、**役割分担の在り方は多様**であり  
**柔軟に連携・協力**を行うことが重要。

(例)

パターン①・・・運営団体と実施主体を**一つの団体が兼ねている**場合

パターン②・・・**運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う**場合

パターン③・・・**運営団体が活動実施に向けた準備まで担う**場合

パターン④・・・**実施主体が運営・管理業務の一部まで担う**場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定される。

# 持続可能な運営体制の構築について | 認定地域クラブの認定要件

## ● 持続可能な運営体制の構築 | 国での整理の深掘り

|                   |  | パターン①         | パターン② | パターン③ | パターン④ |
|-------------------|--|---------------|-------|-------|-------|
| <b>運営・管理</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>運営方針、運営計画の策定</li> <li>実施主体の活動状況の確認、指導助言、相談対応</li> <li>運営人材の確保・育成、運営業務の効率化</li> <li>責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成</li> <li>保険加入状況や補償内容の確認</li> <li>リスク管理等の研修実施</li> <li>収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理</li> <li>競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込</li> </ul> | 運営団体Ⅱ<br>実施主体 | 運営団体  | 運営団体  | 運営団体  |
| <b>活動実施に向けた準備</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・大会・コンクールへの参加申込）</li> <li>指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保</li> <li>学校との連携・情報共有</li> <li>入会手続、会費徴収</li> </ul>   |               | 実施主体  |       | 実施主体  |
| <b>活動実施</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者・保護者との連携（活動内容や出欠確認等）</li> <li>安全確保の取組</li> <li>ニーズを踏まえた活動の実施</li> <li>体験会の開催</li> </ul>  |               |       | 実施主体  |       |

- 本町の現状および目指す方針としては [パターン①] および [パターン②～④] の混在が最も近いといえる
- 将来的な体制を構築するためには、運営団体の想定（地域団体等との連携）および実施主体の在り方等についても検討・検証が必要

## ● 地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ）の概要

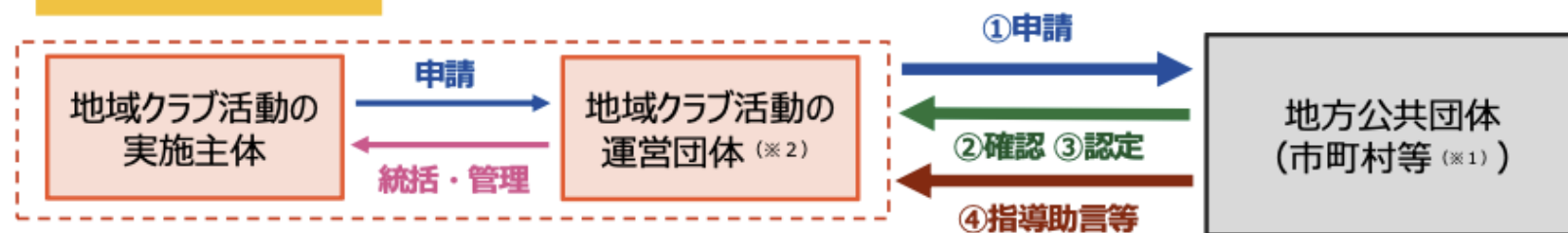
### 趣旨

部活動の地域展開により創設される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定手続等を示した上で**、市町村等において認定を行う仕組みを構築。

### 定義・呼称

国が示した要件、認定手続等に基づき、市町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「**認定地域クラブ活動**」という。

### 認定手続



①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）、②地方公共団体による**確認**（必要に応じて現地調査等を実施）、③地方公共団体による**認定**、④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

（※1） **基本的に市町村等が認定等を実施**。都道府県立学校等に関する地域クラブ活動については都道府県が認定等を実施  
国が示した要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**

（※2） 運営団体は、各地域クラブ活動を統括するとともに、地域の実情に応じて、実施主体と協力して適切な指導体制や運営体制の確保、安全の確保、学校等との連携に取り組む。

## ● 認定手続・認定の有効期間

### ● 認定手続について

- 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村等に対し、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他地方公共団体が必要と認める書類等義以下「申請書等」という。)を提出することにより行う。
- 認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。
- 市町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。
- なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定(以下「仮認定」という。以下同じ。)を行い、活動開始期、一定期間内に活動状況の報告書の提出やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする。

### ● 認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間(認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末(認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末)の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

## 地域クラブ認定プロセス (イメージ)

### 要件の設定

国・県の要件と推進計画等に基づく事項

地域クラブ運営団体が  
申請書等を提出

### 申請書提出

### 申請書審査

市町村が申請書を審査

必要に応じてヒアリングと  
現地確認を実施  
(協議会の意見聴衆も可)

### ヒアリングと現地確認

### 認定決定

市町村が認定を決定  
※「仮認定(条件付き認定)」の併用

認定有効期間は最長3年間

### 有効期間

## ● 認定地域クラブ活動のメリット（想定）



### 市町村等による 情報提供

地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等。

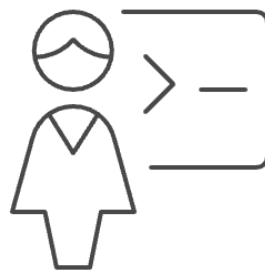
1



### 地域クラブ活動 の運営等への 公的支援

受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援や学校施設等の優先的な利用。

2



### 教職員の 兼職兼業

地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象。

3



### 生徒の大会・コ ンクールへの 円滑な参加

地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用。

4

# 持続可能な運営体制の構築について | 認定地域クラブの認定要件

## ● 地域クラブ活動に関する認定制度（案）における「認定要件」の具体的な確認事項

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

|     |   |
|-----|---|
| ①-1 | 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること |
| ①-2 | 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。  |
| ①-3 | 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること   |

②スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

|     |  |
|-----|--|
| ②-1 | 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間及度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること |
| ②-2 | 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること  |

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

|     |  |
|-----|--|
| ③-1 | 国が示す参加費等の金額の目安（※）を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること |
|-----|--|

（※）現時点では具体的な金額の目安は示しておらず、今期、ガイドライン改訂までに示す予定。

## ● 地域クラブ活動に関する認定制度（案）における「認定要件」の具体的な確認事項

### ④適切な指導の実施体制が確保されていること

|     |   |
|-----|---|
| ④-1 | 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること |
| ④-2 | 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること  |
| ④-3 | 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること   |

### ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

|     |  |
|-----|--|
| ⑤-1 | 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること |
| ⑤-2 | 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること  |
| ⑤-3 | 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと   |
| ⑤-4 | 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること   |

## ● 地域クラブ活動に関する認定制度（案）における「認定要件」の具体的な確認事項

### ⑥適切な運営体制が確保されていること

|     |  |
|-----|--|
| ⑥-1 | <p>地域クラブ活動の実施主体等（※1）において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の目的</li> <li>・ 役員代表、副代表、会計、監事（※3）の選任・解任に関すること</li> <li>・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること</li> <li>・ 会員の入退会、参加費等に関すること</li> <li>・ 予算・決算の審議・承認に関すること</li> </ul> |
| ⑥-2 | 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること   |
| ⑥-3 | 営利を主たる目的とせずに運営すること（※4）   |
| ⑥-4 | 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること  |

（※1） 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

（※2） 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

（※3） 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

（※4） 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

## ● 地域クラブ活動に関する認定制度（案）における「認定要件」の具体的な確認事項

### ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

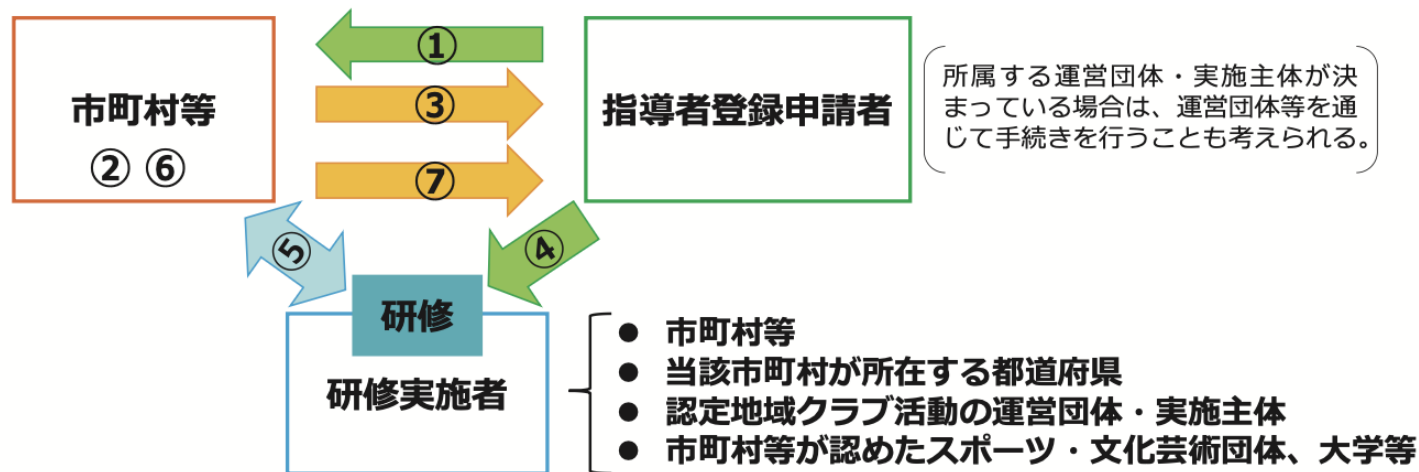
|     |  |
|-----|--|
| ⑦-1 | 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること   |
| ⑦-2 | 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること  |
| ⑦-3 | 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと |
| ⑦-4 | 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教示等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと                                     |

## ● 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（イメージ）

### ● 登録条件および登録の流れ

#### 目的

認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう指導者の登録や研修等に関する基準を示すもの。



#### ① 登録申請書・誓約書（※）提出

（※）暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約

#### ② 申請書・誓約書の確認及び要件確認（以下の者に該当しないこと）

- A) 物禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- B) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団或いは暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- C) 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

#### ③ 研修受講案内

#### ④ 研修受講

#### ⑤ 研修受講報告・受講確認

#### ⑥ 認定地域クラブ活動指導者として登録

#### ⑦ 登録した旨の通知

## ● 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（イメージ）

### ● 指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例（たたき台）

| 項目          | 指導者に求められる資質・能力  | 研修メニュー例  |
|-------------|---|--|
| ①総論・制度      | 部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。                     | 部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む） |
| ②基本姿勢・服務規律  | 指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。           | 生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止                                |
|             |   | 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止   |
|             |   | 生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）                                 |
| ③生徒への指導     | 生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。 | 中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等  |
|             |   | 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）                      |
|             |   | 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導   |
| ④安全管理・事故対応等 | 生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。  | 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮   |
|             |   | 生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導  |
|             |   | 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）                                   |
| ⑤保護者や学校との連携 | 保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。       | 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）                                   |
|             |   | 保護者との連絡調整等<br>生徒が在籍する中学校等との連携                                    |

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きを活用することが考えられる。

## ● 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について | 国での整理の深掘り

### 調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定

#### [議論の経緯]

- **令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議**  
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について
- **令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議**  
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②  
(地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議**  
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③  
(受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年9月17日 第5回 調査研究協力者会議**  
・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について④  
(受益者負担の水準等に関する意見交換)

#### [今後の予定]

- **令和7年9月以降** | 調査研究協力者会議において更に議論を深める
- **令和7年秋～冬頃** | 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

### 部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

#### 1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】  
指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

#### 2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

#### 3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】  
コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

#### 4. 部活動指導員の配置

#### 5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等

持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう



①～③を適切に組み合わせながら、対応していく必要

## ● 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について | 国での整理の深掘り

### 設定に当たっての基本的な考え方

- ① 学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が幅広く参加できるよう留意すること。
- ③ 公的負担とのバランス、持続可能な運営に留意すること。
- ④ 地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量を過度に縛らないこと。
- ⑤ 地域クラブ活動における参加費の実態や保護者の意向、現状の部活動等における負担額などのデータを十分に踏まえること。

### 受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「参加費」（用具代等の実費は含まない）の目安を示す。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、各競技種目等に共通の一般的な目安を示す。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、一定の幅を持って参加費の目安を示す。

# 持続可能な運営体制の構築について | 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方

## ● 当社作成 | 地域クラブ活動（実施主体）の運営収支モデル [費用負担]

設定条件 | 休日のみ活動/参加者15名（新規入会5名）/指導者2名 で試算 ※大会参加費・ウェア代は別途自己負担

| 収入          |           |        |    |    |    |    |    |    |                |
|-------------|-----------|--------|----|----|----|----|----|----|----------------|
|             | 科目        | 単価 (円) | 数量 | 単位 | 数量 | 単位 | 数量 | 単位 | 小計 (円) ※税込     |
| 1           | 会費   年会費  | 2,000  | 1  | 年  | 20 | 人  |    |    | 40,000         |
| 2           | 会費   入会金  | 0      | 5  | 人  |    |    |    |    | 0              |
| 3           | 会費   月会費A | 4,000  | 12 | ヶ月 | 15 | 人  |    |    | 720,000        |
| 4           | 会費   月会費B | 4,000  | 6  | ヶ月 | 5  | 人  |    |    | 120,000        |
| 5           | 保険料   年間  | 800    | 1  | 年  | 20 | 人  |    |    | 16,000         |
| 6           | 寄付金・スポンサー | 0      |    |    |    |    |    |    | 0              |
| 7           | 公費・補助金等   | 0      |    |    |    |    |    |    | 0              |
| <b>収入合計</b> |           |        |    |    |    |    |    |    | <b>906,000</b> |

| 支出          |                   |        |    |    |    |    |    |    |                |
|-------------|-------------------|--------|----|----|----|----|----|----|----------------|
|             | 科目                | 単価 (円) | 数量 | 単位 | 数量 | 単位 | 数量 | 単位 | 小計 (円)         |
| 1           | 報酬   指導者 (技術指導)   | 1,600  | 3  | 時間 | 48 | 回  | 2  | 人  | 460,800        |
| 2           | 報酬   指導者 (大会・審判等) | 10,000 | 12 | 日  | 2  | 人  |    |    | 240,000        |
| 3           | 交通費   指導者         | 500    | 48 | 回  | 2  | 人  |    |    | 48,000         |
| 4           | 保険料   指導者         | 2,000  | 1  | 年  | 2  | 人  |    |    | 4,000          |
| 5           | 保険料   参加生徒        | 800    | 1  | 年  | 20 | 人  |    |    | 16,000         |
| 6           | 消耗品費   消毒・救急用品等   | 5,500  | 1  | 式  |    |    |    |    | 5,500          |
| 7           | 消耗品費   用具・備品等     | 50,000 | 1  | 式  |    |    |    |    | 50,000         |
| 8           | 施設使用料             | 30,000 | 1  | 式  |    |    |    |    | 30,000         |
| 9           | システム利用費   参加者管理   | 100    | 12 | ヶ月 | 25 | 人  |    |    | 24,000         |
| 10          | システム利用費   指導者管理   | 300    | 12 | ヶ月 | 2  | 人  |    |    | 7,200          |
| 11          | 広告宣伝費   チラシ及びHP制作 | 0      |    |    |    |    |    |    | 0              |
| 12          | 研修費   研修講師        | 0      |    |    |    |    |    |    | 0              |
| 13          | 研修費   指導者資格補助     | 0      |    |    |    |    |    |    | 0              |
| 14          | 参加費支援金 (経済困窮世帯)   | 0      |    |    |    |    |    |    | 0              |
| 15          | 人件費   事務局         | 0      |    |    |    |    |    |    | 0              |
| 16          | 諸経費 (振込手数料等)      | 10,000 | 1  | 式  |    |    |    |    | 10,000         |
| <b>支出合計</b> |                   |        |    |    |    |    |    |    | <b>895,500</b> |

年間収支 **500**

# 持続可能な運営体制の構築について | 地域クラブ活動に係る費用負担の在り方

## ● 当社作成 | 運営団体設置型 運営収支モデル [費用負担+民間・公的支援あり]

設定条件 | 休日のみ活動/ 15クラブ/参加者225名（新規入会75名）/指導者30名 で試算 ※大会参加費・ウェア代は別途自己負担

| 収入          |           |           |    |    |     |    |    |    |                   |
|-------------|-----------|-----------|----|----|-----|----|----|----|-------------------|
|             | 科目        | 単価 (円)    | 数量 | 単位 | 数量  | 単位 | 数量 | 単位 | 小計 (円) ※税込        |
| 1           | 会費   年会費  | 2,500     | 1  | 年  | 300 | 人  |    |    | 750,000           |
| 2           | 会費   入会金  | 0         | 5  | 人  |     |    |    |    | 0                 |
| 3           | 会費   月会費A | 4,000     | 12 | ヶ月 | 225 | 人  |    |    | 10,800,000        |
| 4           | 会費   月会費B | 4,000     | 6  | ヶ月 | 75  | 人  |    |    | 1,800,000         |
| 5           | 保険料   年間  | 800       | 1  | 年  | 300 | 人  |    |    | 240,000           |
| 6           | 寄付金・スポンサー | 3,000,000 | 1  | 年  |     |    |    |    | 3,000,000         |
| 7           | 公費・補助金等   | 6,000,000 | 1  | 年  |     |    |    |    | 6,000,000         |
| <b>収入合計</b> |           |           |    |    |     |    |    |    | <b>22,590,000</b> |

| 支出          |                   |           |              |    |     |     |    |    |                   |   |
|-------------|-------------------|-----------|--------------|----|-----|-----|----|----|-------------------|---|
|             | 科目                | 単価 (円)    | 数量           | 単位 | 数量  | 単位  | 数量 | 単位 | 小計 (円) ※税込        |   |
| 1           | 報酬   指導者 (技術指導)   | 1,600     | 3            | 時間 | 48  | 回   | 30 | 人  | 6,912,000         |   |
| 2           | 報酬   指導者 (大会・審判等) | 10,000    | 12           | 日  | 30  | 人   |    |    | 3,600,000         |   |
| 3           | 交通費   指導者         | 500       | 48           | 回  | 30  | 人   |    |    | 720,000           |   |
| 4           | 保険料   指導者         | 2000      | 1            | 年  | 30  | 人   |    |    | 60,000            |   |
| 5           | 保険料   参加生徒        | 800       | 1            | 年  | 300 | 人   |    |    | 240,000           |   |
| 6           | 消耗品費   消毒・救急用品等   | 5,500     | 1            | 式  | 15  | クラブ |    |    | 82,500            |   |
| 7           | 消耗品費   用具・備品等     | 50,000    | 1            | 式  | 15  | クラブ |    |    | 750,000           |   |
| 8           | 施設使用料             | 0         | 学校施設を無償利用を想定 |    |     |     |    |    |                   | 0 |
| 9           | システム利用費   参加者管理   | 100       | 12           | ヶ月 | 300 | 人   |    |    | 360,000           |   |
| 10          | システム利用費   指導者管理   | 300       | 12           | ヶ月 | 30  | 人   |    |    | 108,000           |   |
| 11          | 広告宣伝費   チラシ及びHP制作 | 1,000,000 | 1            | 式  |     |     |    |    | 1,000,000         |   |
| 12          | 研修費   研修講師        | 500,000   | 1            | 式  |     |     |    |    | 500,000           |   |
| 13          | 研修費   指導者資格補助     | 20,000    | 30           | 人  |     |     |    |    | 600,000           |   |
| 14          | 参加費支援金 (経済困窮世帯)   | 4,000     | 12           | ヶ月 | 50  | 人   |    |    | 2,400,000         |   |
| 15          | 人件費   事務局 (専従)    | 5,000,000 | 1            | 年  | 1   | 名   |    |    | 5,000,000         |   |
| 16          | 諸経費 (振込手数料等)      | 10,000    | 1            | 式  | 15  | クラブ |    |    | 150,000           |   |
| <b>支出合計</b> |                   |           |              |    |     |     |    |    | <b>22,482,500</b> |   |

年間収支 **107,500**

# 03

## 高森町が目指すあり方について

# 持続可能な運営体制の構築について | 高森町が目指すあり方について

## ● 検討のポイント

### 基本方針

まずは、現在活動している部活動が継続して運用可能な状態を目指し、段階的に実証を重ねながら広く展開します。生徒の需要により、新たなクラブの設立なども検討します。また、生徒の希望に応じて他の団体やクラブにつなげる役割も持ち、広く連携を図ります。

|                       | 国の方針                            | 町の今後の対応                        |
|-----------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| ① <u>ガイドライン</u>       | 令和7年12月上旬頃に改訂（公表）<br>※②～⑥の内容を含む | ▶ 国・県の方針に沿った検討                 |
| ② <u>推進体制</u>         | 運営団体と実施主体の役割分担の必要性の提示           | ▶ パターン1（運営団体＝実施主体）を主とした検討      |
| ③ <u>地域クラブの認定制度</u>   | 認定要件と認定手続きの設定                   | ▶ 認定手続きの設定（国の運用が基準）            |
| ④ <u>認定地域クラブのメリット</u> | メリット（想定）の提示                     | ▶ 制度設計（公的支援   施設利用・費用補助等）      |
| ⑤ <u>指導者の登録制度</u>     | 登録条件と流れの設定（研修メニュー含む）            | ▶ 登録手続きの設定（国の運用が基準）            |
| ⑥ <u>費用負担の在り方</u>     | 令和7年冬ごろに目安の提示                   | ▶ 推進体制を踏まえた費用負担（寄付・公的負担も含む）の設定 |

# 持続可能な運営体制の構築について | 高森町が目指すあり方について

## ● 高森町が目指すあり方について (別紙参照)

### 部活動地域展開 高森町が目指すあり方について

2025年11月

高森町教育委員会事務局

部活動に代わる中学生期のスポーツ・文化活動の場として、高森町では「**認定地域クラブ**」の設置を検討しています。中学生期の部活動は中学校と同様極めて重要な活動と捉え、これまで**中学校で活動してきた部活動を基本として、町がその役割・活動場所を大きく変えることなく引き継ぐ形**で地域クラブ活動に移行していく予定です。今後、国のガイドラインを基に、認定クラブの適切な運営につながる制度作りと指導者確保を進めます。

令和8年度の夏以降(中体連終了後)から、**平日の活動はこれまで通り部活動、休日の活動はクラブ活動**となる見込みです。令和9年度以降、可能なところから平日の活動も含めてクラブ活動となる見通しです。部活動では期間(教員)が、クラブ活動では町等委嘱者が指導者となるため、移行期間では、平日の部活動と休日のクラブ活動と十分な連携を図りながら進めます。なお、完全にクラブに移行後も、学校と情報共有を密にし、子どもの成長を支える仕組みを作ります。

#### ● 認定地域クラブ活動とは？

国のガイドラインに則る町の方針に沿った活動を「町が運営する」または「認定団体が運営する」クラブ活動です。※認定条件などは、国から示される情報を基に現在検討中です。

現在の国の認定制度案はこちらからご確認ください。



【資料2-1-2-2】

|       | 部活動<br>(これまで)   | 認定地域クラブ<br>(予定)  |
|-------|---|--|
| 運営責任者 | 中学校   | 町(認定団体)  |
| 指導者   | 顧問(教員)<br>※教員免許所持による                                      | 町等で委嘱する指導者<br>※要研修等<br>(教員等の兼職兼業制度有)                         |
| 指導者報酬 | 教員給与<br>16:45以降は基本無給<br>休日は少額の手当                          | (検討中)<br>※全国的な平均値から算出  |
| 財源    | 長野県予算   | 高森町予算  |
| 活動時間  | 平日放課後(2時間程度・4日)<br>※完全下校まで<br>土日(どちらか3時間程度)<br>★11時間/週 推奨 | 平日放課後(2時間程度・4日)<br>※完全下校後も実施可<br>土日(どちらか3時間程度)<br>★11時間/週 厳守 |
| 活動場所  | 中学校施設<br>町施設  | 中学校施設<br>町施設   |
| 保険    | 学校活動内の保険  | 新たな保険加入  |
| 月謝    | なし<br>※部ごと生じる必要経費有  | あり(検討中)<br>※国基準参考(R7冬公表予定)<br>※クラブごと生じる必要経費別途                |

【お問い合わせ先】高森町教育委員会事務局 スポーツ係  
電話:0265-35-9416  
メール:sports@town.nagano-takamori.lg.jp

| 国 | 令和5~7年度<br>改革推進期間                          | 令和8~10年度<br>改革実行期間(前期)                                   | 令和11~13年度<br>改革実行期間(後期)   |
|---|--|--|---|
|   | ・休日の部活動を地域クラブへ段階的に移行<br>・各地域で準備やモデル事例づくり実施 | ・原則すべての学校で、休日の部活動を地域で行うことを目指す<br>・平日の部活動も地域の実情に応じて段階的に移行 | ・中間評価をもとに、さらに平日の地域展開を推進<br><br>令和12年度~<br>中体連大会見直し                |
| 県 | 令和5~7年度<br>改革推進期間                          | 令和8年度<br>改革実行期間(前期)                                      | 令和9~13年度<br>改革実行期間(後期)  |
|   | ・休日の部活動を地域クラブへ段階的に移行<br>・各地域で準備やモデル事例づくり実施 | ・令和8年度末を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す                   | ・平日はできることから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する。 |

### 高森町 部活動地域展開 移行スケジュール イメージ図

#### 【令和8年度 夏の中体連大会終了まで】

| 月                                | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 部活動(令和7年度と変わらず)<br>中学校運営 ※完全下校まで |   |   |   |   |   |   |

#### 【令和8年度 夏の中体連大会終了から】

| 月                                | 火 | 水 | 木 | 金 | 土              | 日 |
|----------------------------------|---|---|---|---|----------------|---|
| 部活動(令和7年度と変わらず)<br>中学校運営 ※完全下校まで |   |   |   |   | 認定地域クラブ<br>町運営 |   |
| 情報共有・連携                          |   |   |   |   |                |   |

#### 【令和9年度~令和13年度】

| 月  | 火 | 水 | 木 | 金 | 土              | 日 |
|--|---|---|---|---|----------------|---|
| 部活動(令和7年度と変わらず)<br>中学校運営 ※完全下校まで<br>★移行できる部活動から認定地域クラブ |   |   |   |   | 認定地域クラブ<br>町運営 |   |
| 情報共有・連携  |   |   |   |   |                |   |

#### 【令和14年度~ 最終的な姿】

| 月                                   | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|-------------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 全て認定地域クラブ(中学校と情報共有等連携)<br>町等(認定含)運営 |   |   |   |   |   |   |

04

## 令和7年度実証事業の進捗状況

# 令和7年度事業（実証事業）

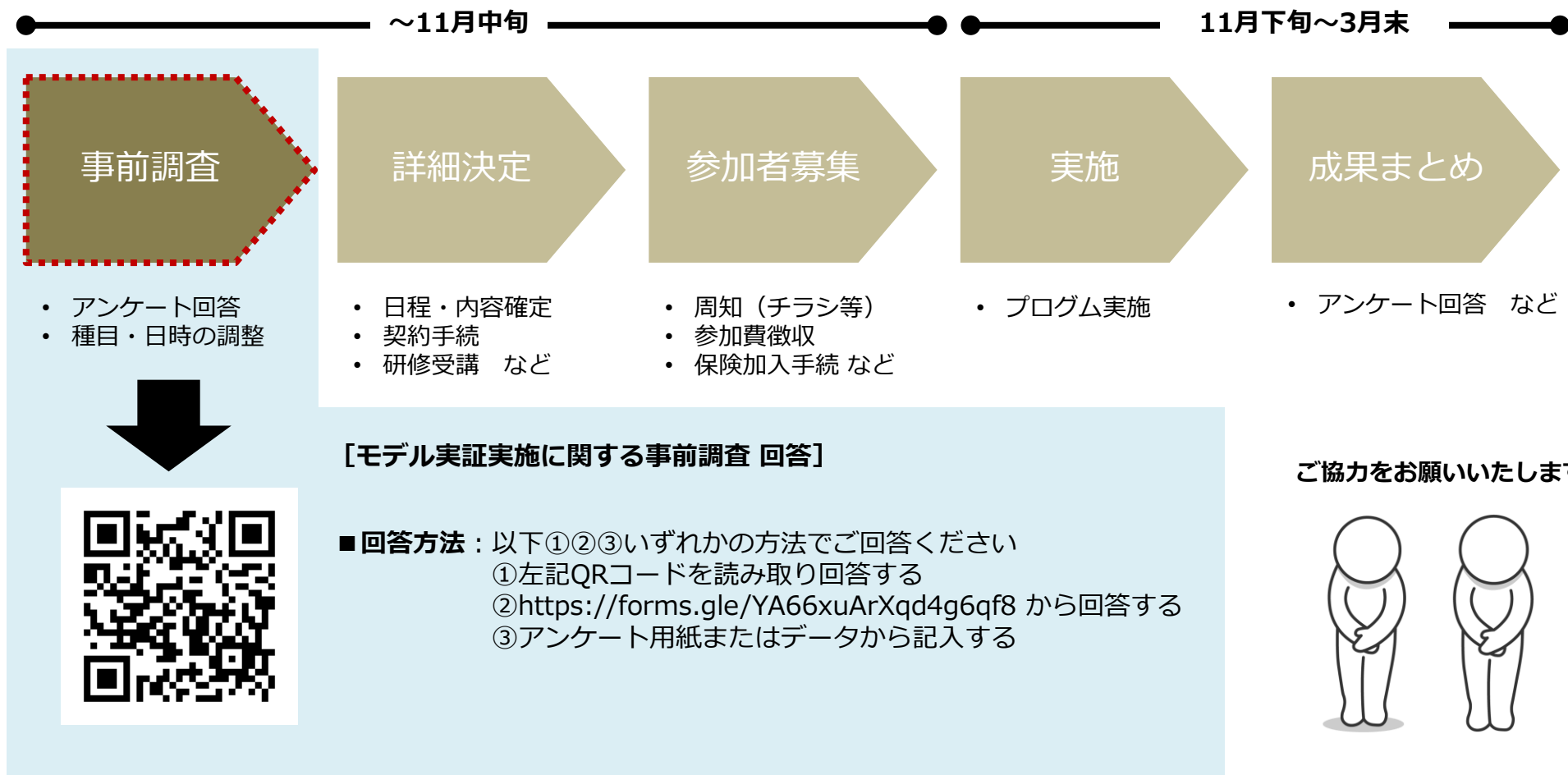
## ● 地域クラブモデル実証の実施（平日・休日の活動）

### 令和7年度取組み（当初計画）

|      | モデル事業1   | モデル事業2  |
|------|--|---|
| 種目   | マルチスポーツ&カルチャー  | トレーニング  |
| 運営   | 主催：高森町教育委員会<br>運営：スポーツデータバンク（株）<br>指導：各団体または指導者                                  | 主催：高森町教育委員会<br>運営：スポーツデータバンク（株）<br>指導：各団体または指導者 |
| 指導団体 | 体育協会・総合型地域スポーツクラブ・地域団体スポーツ推進委員・スポーツ少年団・地域おこし協力隊・民間事業者・プロスポーツチーム・教員および職員（兼職兼業） など | 地域団体・教員および職員（兼職兼業） など                           |
| 対象者  | 高森町立高森中学校 在籍生徒   | 高森町立高森中学校 在籍生徒                                  |
| 期間   | 高森中学校 部活動冬季オフ期間  | 高森中学校 部活動冬季オフ期間                                 |
| 参加費  | 検討中  | 検討中   |
| 実施場所 | 学校施設または町内施設  | 学校施設または町内施設                                     |

## ● 地域クラブモデル実証の実施（平日・休日の活動）

### モデル実証実施に関する事前調査協力の実施



# 令和7年度事業（実証事業）

## ● 地域クラブモデル実証の実施（平日・休日の活動）

### 令和7年度取組み（修正）

|      | モデル事業 1  | モデル事業 2   |
|------|--|---|
| 種目   | マルチスポーツ&カルチャー（トレーニング含む）  | 単一種目（検討・調整中）                                    |
| 運営   | 主催：高森町教育委員会<br>運営：スポーツデータバンク（株）<br>指導：各団体または指導者                                  | 主催：高森町教育委員会<br>運営：スポーツデータバンク（株）<br>指導：各団体または指導者 |
| 指導団体 | 体育協会・総合型地域スポーツクラブ・地域団体スポーツ推進委員・スポーツ少年団・地域おこし協力隊・民間事業者・プロスポーツチーム・教員および職員（兼職兼業） など | 地域指導者・教員および職員（兼職兼業） など                          |
| 対象者  | 高森町立高森中学校 在籍生徒   | 高森町立高森中学校 在籍生徒                                  |
| 期間   | 高森中学校 部活動冬季オフ期間  | 高森中学校 部活動冬季オフ期間                                 |
| 参加費  | 検討中  | 検討中   |
| 実施場所 | 学校施設または町内施設  | 学校施設または町内施設                                     |